

柏原市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の移転を促進するため、市長が予算の範囲内で交付する補助金について、柏原市補助金交付規則(昭和51年柏原市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条に基づき大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅からの移転事業とし、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 既存不適格住宅は除却すること。
 - (2) 移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅については、別の危険住宅の購入・改修によるものではないこと。
- 2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次の各号のすべてに該当すること。
- (1) 土砂災害特別警戒区域外に存すること。
 - (2) 建設物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

(補助対象額)

第3条 補助対象額は、別表のとおりとする。

- 2 補助事業の区分ごとに千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第4条 補助事業が複数年度にわたる場合は、補助金交付申請前に、対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、事前に協議を行わなければならない。なお、事業費の総額を変更する場合は、変更協議を行わなければならない。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第5条の補助金交付申請書は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 規則第8条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補助金交付申請の変更および取下げ)

第7条 補助事業者が補助事業の内容を変更するときは、がけ地近接等危険住宅移転事業計画変更申請書(様式第3号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第 10 条の補助事業実績報告書は、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(様式第 4号)とする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該書類を審査し、補助金交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により交付する。

2 請求は、がけ地近接等危険住宅補助金請求書(様式第6号)により行うものとする。

附 則

1. この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要綱は令和 2 年 3 月 26 日から施行する。
3. この要綱は令和 3 年 5 月 6 日から施行する。
4. この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

経費の区分	補助対象事業の内容	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)については1戸あたり975,000 円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率 8.5%を限度とする)に相当する額の費用を交付する事業	1 戸あたり 4,210,000 円を限度とする。 (建物 3,250,000 円、 土地 960,000 円)